

小型特殊自動車を所有している人は軽自動車税の申告が必要です

乗用装置を備えた農耕トラクター・コンバインなどの農耕作業用自動車や、フォークリフト・ショベルローダなどの建設用自動車で小型特殊自動車に該当するものは、軽自動車税の対象となります。所有している方は、申告のうえ、標識（ナンバープレート）の交付を受けてください。

なお、所有していた方の転出や死亡により、新たに所有者となったときは、名義変更の申告が必要です。また、公道走行の有無にかかわらず、下表の要件を満たすものは軽自動車税の対象となりますのでご注意ください。（事業所構内のみ走行する場合も軽自動車税の対象となります。）

◆小型特殊自動車（軽自動車税の対象）

区分	長さ (m)	幅 (m)	高さ (m)	最高速度 (km/h)	税率	
					現行	平成 27 年 4 月以降
農耕作業用自動車	—	—	—	35 未満	1,600 円	2,400 円
上記以外のもの	4.7 以下	1.7 以下	2.8 以下	15 以下	4,700 円	5,900 円

◆申告の手続

取得や、申告内容に変更が生じた場合は 15 日以内に申告してください。
廃車、譲渡した場合は 30 日以内に申告してください。

◆申告に必要なもの

事由	必要なもの
販売店から購入したとき	印鑑、車名や車台番号などが記載された書類
廃車済みのものを譲り受けたとき	印鑑、廃車受付証
他市町村から転入したとき	印鑑、廃車受付証 (未廃車の場合はナンバープレートと標識交付証明書)
市内の人に譲渡した(された)とき	新・旧所有者の印鑑、標識交付証明書
市外の人に譲渡するとき 他市町村へ転出するとき	印鑑、ナンバープレート、標識交付証明書

申告場所

市役所税務課 市民税係 ☎ 6 3 - 5 1 1 0 または各支所・行政サービスセンター税務窓口

◎ 放送が聞こえない

A 電源（ACアダプタ）やケーブル線はつながってますか？

戸別受信機はケーブルテレビの線をつないで、放送を聞く仕組みです。平常時は電源とケーブル線をつないでおいてください。

また、戸別受信機の通信障害や故障等については、

☎ 0 2 5 - 2 7 1 - 2 7 0 0 までお問い合わせください。

市では、戸別受信機の申込受付を随時行っています。お申し込みは、市役所総務課防災危機管理室、各支所・行政サービスセンターに備え付けの申込用紙に必要事項を記載の上、提出してください。

お問い合わせ 市役所総務課 防災危機管理室 危機管理係 ☎ 6 3 - 5 1 3 5

